

議第76号

令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月31日提出

垂井町長 早野博文

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		千円 42,169	千円 △5,440	千円 36,729
	1 使用料	42,147	△5,440	36,707
4 繰入金		10,634	5,440	16,074
	1 他会計繰入金	5,534	5,440	10,974
歳入合計		62,147	0	62,147

2 歳 入
2 款 使用料及び手数料
1 項 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 水道使用料	千円 42,147	千円 △5,440	千円 36,707	1 水道使用料	千円 △5,440	1 北部簡易水道 見込額 既決額 24,381千円 - 28,465千円 = 2 栗原簡易水道 見込額 既決額 12,135千円 - 13,491千円 =
計	42,147	△5,440	36,707			△4,084 △1,356

4 款 繰入金
1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	5,534	5,440	10,974	1 一般会計繰入金	5,440	水道基本料金減免事業繰入金 見込額 既決額 10,974千円 - 5,534千円 =
計	5,534	5,440	10,974			5,440

